

## 預かり保育の実施体制に関する基準

令和元年11月18日 千葉県学事課幼稚園振興班

## 《幼児教育無償化の対象として預かり保育を実施する際に遵守すべき基準》

項目	基準
配置基準	<p>3歳児 20 : 1 (預かり保育園児数/職員数)            4・5歳児 30 : 1 (預かり保育園児数/職員数)            ・ただし、当該職員の数は2人を下回らないこと。            ・配置基準上必要になる担当職員の1/3以上を保育士又は幼稚園教諭の普通免許状所有者とすること。</p>
職員の専従要件	<p>・配置基準上必要な担当職員について、預かり保育に従事している間は専ら当該事業に従事すること。            ・ただし、当該幼稚園等の職員(有資格者)の支援を受けることができるときは、有資格者1人で処遇できる幼児数の範囲内において、預かり保育に従事する職員を1人とすることが出来る。</p>
教育・保育内容	幼稚園教育要領に準じて行うこと。
設備	食事の提供を行う場合においては、当該施設において行うことが必要な調理のための加熱、保存等の調理機能を有する設備を備えること。

## 《指導監督通知による基準》

## (預かり保育の質の向上の観点から満たすことが望ましい基準)

項目	基準
職員要件	<p>預かり保育を行う職員のうち、配置基準に基づき配置する有資格者以外の職員については、次に掲げるものであること。</p> <p>小学校教諭普通免許状所有者、養護教諭普通免許状所有者など</p>
面積基準	預かり保育を実施する保育室の面積は、幼児1人当たり1.98㎡以上であること。